

配達業務委託単価契約書(案)

令和5年 月 日

委託者 長野市若里一丁目1番3号
長野県県民文化会館
館長 金澤 茂

受託者 住 所
法人名
代表者職・氏名

委託者 長野県県民文化会館 館長 金澤 茂(以下「委託者」という。)と、受託者 ○○○○ ○○○○(以下「受託者」という。)は、次の条項により、委託者指定の催し物案内等印刷物の配達業務委託に係る単価契約を締結する。

(総則)

- 第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする

(契約業務)

- 第2条 業務の名称、内容及び業務条件は、次のとおりとする。
- (1) 業務の名称 印刷物配達業務
- (2) 業務の内容 委託者が差し出す、信書に該当しない荷物を受託者が集荷し、委託者の指定する場所へ配達する業務
- (3) 業務条件等 仕様書のとおり

(契約期間)

第3条 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(委託料)

第4条 仕様書に記載の複数単価とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金○○○円とし、その納付は免除する。

(委託料の支払)

第6条 受託者は、毎月10日頃までに、第4条に規定する前月分委託料の支払請求書を委託者に提出するものとする。

2 委託料の算出方法については、各委託単価に消費税110/100を乗じた額に前月中に仕様書の規定により配達した数量を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）とする。

3 委託者は、前項の規定により、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その月の末日までに委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡、継承)

第7条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承認した場合は、この限りでないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第9条 この契約の締結後において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不適當となったときは、委託者と受託者が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第10条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により配達することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受託者による当該業務が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたとき。
- (3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第11条 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第7条第3項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年14.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

仕 様 書

1 件名

印刷物の配達業務

2 業務内容

長野県県民文化会館（以下「委託者」）が差し出す、信書に該当しない荷物を受注者（以下「受託者」）が集荷し、委託者の指定する場所へ配達する業務

3 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 配達業務条件等

（1）差し出す荷物の種類

ア 冊子とした印刷物・その他の印刷物（電磁的記録媒体を含む）で、信書に該当しないもの。

イ 種類別の大きさ及び重量

種 類	大きさ及び重量
定 形	長辺 23.5cm 以下、短辺 12cm 以下、厚さ 1cm 以下及び重量 50g 以下
定形外	長辺 34cm 以下、短辺 25cm 以下、厚さ 3cm 以下及び重量 1kg 以下

（2）配達方法

日本全国に自社便等により次のとおり配達を行うこと。

荷物は、その外装に表示された住所又は居所の郵便受箱等に外装に表示された氏名又は名称を確認の上配達を行うこと。

なお、郵便受箱等に入らない場合は、荷物の外装に表示された住所又は居所へ直接配達すること。

（3）配達期限等

委託者が荷物の差し出した日の翌日から起算して6日目までに配達を行うこと。（ただし、北海道及び一部離島を除く）

（4）転送処理

受託者は、その外装に表示された住所又は居所及び外装に表示された荷受人の氏名又は名称を感知することができない場合、又は荷受人の住所不明や転居の場合には、可能な限り調査を行い、判明した場合には、無償にて転送するものとする。

ただし、荷物の外装に「転送不要」の文字等により、転送を要しない旨の表示がある場合は、この限りでない。

(5) (2)、(4)によっても荷物を配達できないときは、委託者から指示を受けることなく、委託者に当該荷物を返送すること。

また、返送理由を甲へ通知すること。

(6) 誤配処理

誤配の連絡を受けた場合は、速やかにその荷物を引き取った上、委託者に遅滞なく連絡し指示を仰ぐものとする。

(7) 指図

委託者は、受託者に対し荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき、指図できるものとする。

(8) 事故の際の措置

受託者は、荷物の滅失又は毀損を発見したときは、遅滞なく委託者に通知すること。

5 差出方法等

(1) 差出方法

委託者は、帯封又は封筒等で荷づくりし、荷物の外装に委託者及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称等を記載すること。

発送の荷物については、同一形状、同一重量ごとに分けたうえ、お届け先の郵便番号5桁ごとに分け、白色の紙札にその郵便番号を記載し、荷物とともに把握した状態とする。

(2) 差出場所

長野市若里一丁目1番3号 長野県県民文化会館 管理事務室

(3) 差出日時

委託者が必要に応じ、指定する日時（土・日曜日、祝日を含む）

6 規格及び単価

区 分	重 量	単 価
定 形	～50g	〇〇円
定形外	～50g	〇〇円
	～150g	〇〇円
	～250g	〇〇円
	～500g	〇〇円
	～1kg	〇〇円

※ 単価に消費税及び地方消費税を含む。

7 その他

受託者は、発送に必要な用紙類（発送管理用バーコードシール、送付状等）がある場合には、それを提供すること。